

1. 事故発生日時 令和8年3月3日(火) 9時10分頃
2. 事故発生場所 紀美野町
3. 工事内容 工事名:道路改良工事  
工期:令和7年10月4日~令和8年7月10日
4. 受注者 県内建設業者
5. 災害分類 労働災害(工事関係者1名負傷)

#### 6. 事故発生状況

事故当時、被災者は前日に施工した軽量盛土打設面の出来形状況を撮影していた。

被災者は、打設面の全幅を撮影しようと、山側に向けたカメラを覗き込んだまま川側に後ずさりしていたところ、軽量盛土端部の壁面に躓き、約4.7m下の根固めブロックに墜落し左大腿骨を骨折(全治約3ヶ月)した。(添付資料①参照)

#### 7. 事故原因

受注者及び一次下請業者は墜落のおそれがあるにも関わらず、囲い、手すり等を設けず被災者に作業をさせていたことが原因と考えられる。

#### 8. 所管の警察署及び労働基準監督署等の意見

○海南警察署は事件性がないと判断した。

○和歌山労働基準監督署は令和8年3月9日に受注者と一次下請業者に対し是正勧告書を交付。

##### 【受注者】

- ・是正勧告書【安衛法第29条第1項違反】

関係請負人及び関係請負人の労働者が労働安全衛生法に違反しないような必要な指導が行われていないこと。

##### 【一次下請業者】

- ・是正勧告書【安衛法第21条(安衛則第519条)違反】

高さ2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼす箇所に囲い、手すり等を設けなければならないにもかかわらず、当該措置を講じていなかったこと。

#### 9. 本件における改善対策

- ・設置済みの壁面材天端に墜落防止のための防護柵を設置した。(添付資料②参照)
- ・本件の事故原因や再発防止策などを工事関係者全員に対し教育を実施するとともに、防護柵を設置できない場合は要求性能墜落制止用器具を着用するよう指導した。

#### 10. 類似の工事における再発防止の観点からの周知事項

高さ2m以上で作業を行う場合は、作業の状況や移動方向等を鑑み、防護柵等の設置や要求性能墜落制止用器具(高さ6.75m以下ではフルハーネス型もしくは胴ベルト型)の着用など墜落の危険を防止するための措置を適切に講じること。